

鈴木敬治 事件 時系列

藤岡毅法律事務所

西暦	平成			国の制度	大田区	移動介護支給決定の内容	出来事
2003	15	4月	1日	支援費制度開始	支援費制度開始	月124時間決定(3月6日付)支給期間1年	
		7月	1日		移動介護要綱に書いてある「移動介護要綱制定・施行日」		実際にはこの要綱が存在しているということは区民の誰にも知らされていない。この時期に大田区内で要綱が施行された事実は一切存在していない。
2004	16	3月	2日		鈴木宅で勘案調査		移動介護要綱が大田区職員からわずかに話題に出たが、このときは要綱による介護削減の意味は説明されなかった。
			4日			月124時間決定(3月末日まで)	
			12日		大田区議会・本会議・予算特別委員会で移動介護要綱に関して議員から質問が出る		移動介護要綱が表面化したのは初めてだが、障害者のほとんど全員が移動介護要綱の存在を知らされていない。
			23日		有志主催の会議で移動介護要綱を読み上げる		非公式ながら区内の障害者の一部に初めて大田区から移動介護要綱について説明があった。条項が配布された日。
			29日		鈴木宅を訪問し、32時間に同意せよと迫る。		
			30日		大田区北地域行政センターで大田区と鈴木話し合い。大田区側は32時間に同意するよう執拗に迫る。		
			31日		午後5時30分過ぎに大田区職員が鈴木宅を訪問してきて、32時間に同意しなければ明日からの支援費は支給しないと迫る	月32時間決定 = 第一処分・支給期間9月30日まで	
		4月	1日		現実の移動介護要綱導入日		
			23日				大田区北行政センターで鈴木・弁護士・支援者と大田区側の交渉・公開質問状提出
		5月	18日				大田区役所本庁舎で鈴木・弁護士・支援者と大田区側の交渉
			21日		区長名義の公式回答書		
			25日				大田区南行政センターで鈴木・弁護士・支援者と大田区側の交渉
			31日				第一処分への行政不服審査申立て
		7月	1日	支援費制度実施期間			大田区役所本庁舎で鈴木・弁護士・支援者と大田区側の交渉。その後も交渉は何度か実施されるが大田区の態度は変わらず。
			30日				東京都が支援費の一律上限は好ましくないと公式回答
		9月	30日				鈴木、大田区議会に陳情提出。
		10月	1日			月32時間決定 = 第二処分・支給期間12月末日まで	
			12日		大田区議会・鈴木敬治陳情審査初日		
		11月	16日				第二処分への行政不服審査申立て
		12月	2日		大田区議会・健康福祉委員会で鈴木敬治の陳情不採択(却下)決議		
			9日		大田区議会定例会(本会議)にて鈴木敬治の陳情不採択(却下)決議		
			28日			月32時間決定 = 第三処分・支給期間2005年3月末日まで	
2005	17	1月	18日				厚生労働省が「支援費支給は個々の事情を勘案して決定するもの」と公式回答。
		2月	14日				第三処分への行政不服審査申立て
		4月	1日			月32時間決定 = 第四処分・支給期間6月末日まで	
		5月	9日				第四処分への行政不服審査申立て
		7月	1日			月42時間決定 = 第五処分・支給期間2006年6月末日まで(銀行、役所、散髪に行く時間として月10時間認められたもの)	
		8月	30日				東京地裁へ行政訴訟提起・第1処分～第5処分の取消しと正しい処分の義務付け、移動介護要綱の違法確認訴訟。
		10月	31日	障害者自立支援法採決			
		11月	7日	障害者自立支援法成立			
			10日	支援費制度実施期間			第1回 口頭弁論・原告本人による意見陳述が実施された。
2006	18	1月	20日				第2回 口頭弁論
		3月	24日				第3回 口頭弁論
			31日	支援費制度終了			
		4月	1日	障害者自立支援法(暫定)施行	障害者自立支援法施行・但し、9月末日まで支援費制度における支給内容を現状維持	移動介護月42時間決定・9月末日まで。(3月29日付支給決定)	
		5月	12日				第4回 口頭弁論
		6月	23日	自立支援法暫定実施期間			第5回 口頭弁論 3月29日付処分への行政不服審査申立て
		9月	8日				第6回 口頭弁論・被告側の移動介護要綱制定の責任者である岩田美恵子元障害福祉課長と原告のケースワーカー大須賀浩氏に対する証人尋問と原告本人尋問が実施された。そして結審。
		10月	1日	障害者自立支援法完全実施			
			3日			重度訪問介護の中の「移動中介護」が月65時間になったが、これは、今まで日常生活支援で支給されていた医療機関への通院介護が移動中介護に振り替えられただけなので外出介護支給量に変化はない。	
		11月	29日				東京地裁 判決言い渡し